

独占禁止法基本問題懇談会
第 35 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

塩野座長 それでは、ただいまから第 35 回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日は、塩崎官房長官に御出席いただいております。それからまた、公正取引委員会の竹島委員長にもお越しをいただいております。

本日は、前回の会合における議論を踏まえまして修正した報告書（案）について、ちゃんと修正されているかどうかの御確認をいただき、そして御確認いただけましたならば報告書を取りまとめ、官房長官に報告書をお渡ししたいと考えております。

それでは、早速でございますけれども、報告書（案）と、それから概要について事務局から説明をしてもらいます。事務局の東出参事官、よろしく申し上げます。

東出参事官 それでは、「独占禁止法基本問題懇談会報告書（案）」、冊子になってお配りしていると思えますけれども、前回からの修正点を御紹介させていただきます。

まず 4 ページです。「消費者政策との関係」という見出しのところの 2 行目の後ろの方ですけれども、「消費者利益の確保と併せて国民経済の発達を図るものである」。実は、前は「消費者利益の確保」と「国民経済の発達」が逆の順番になっておりました。ここは、独占禁止法の順番では消費者利益の方が先で国民経済の方が後になっておりましたので、事務的にその辺を確認して修正をいたしております。

これのほかに、用語の統一ですとか、漢字で書くのか、平仮名で書くのかというところの技術的な修正はさせていただきますけれども、御紹介は省略させていただきます。

ちょっと飛びまして、17 ページで 3 の箱の中で第 2 段落のところ。「不公正な取引方法については、違反金の対象とすることは不相当であるという立場と、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場に分かれた」。これは、前回の御議論に従いまして修正をしております。

それで、その関係で 19 ページの（ 2 ）のアのところ、冒頭に「不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかについては以下に指摘するように」云々という文章がございましたけれども、先ほどの修正の関係で削除をいたしております。また、前回の御議論に従いまして、2 つ目の段落の の末尾に「（消費者に被害を及ぼすことも多い）」を追加しております。

21 ページですけれども、下の方の段落の 2 つ分ですが、「不公正な取引方法を違反金の対象とすることはできないわけではないとする立場からは、政策的・技術的判断を要する点について、更に検討を重ね、結論を得ることが期待

される。

なお、不公正な取引方法については、刑事罰（直罰）の対象とすべきかどうかという論点もあるが、本懇談会では違反金の対象とすることの適否について検討した。これは、先ほどの修正の関連で、ここも修正をいたしております。

1枚めくっていただきまして、23ページで1の「審判制度の在り方」の箱の中ですけれども、第1段落の3行目の冒頭です。「当面は」ということで「は」を加えております。

それから、飛びまして30ページの上から4行目の真ん中ほどに「当面」というところがありました。これも「当面は」ということで「は」を加えております。これも、前回の御議論の反映でございます。

それから、同じページで「したがって」の部分の2行目です。真ん中辺りに「独占禁止法違反事件」というものがございます。前回は「独占禁止法違反行為」か「違反事件」という御議論がございましてちょっと確認をさせていただきましたが、ここは1か所だけ統一がとれておりませんでしたので修正を加えております。

本文の修正は以上でございます。本文は39ページまでございまして、その後に1枚めくって「委員の個別意見」ということで、御提出いただきましたものを5ページにわたって個別の意見を載せさせていただいております。

その後に「資料集」ということで1枚挟みまして関係の資料を付けております。目次が次のページにありますけれども、下の方の米印でございますが、懇談会で使用しました資料のうち、特に関係するものについて抜粋、編集したものでございます。懇談会でお出した資料をそのまま使うということを基本にしておりますけれども、若干アップデートをしている部分もございます。報告書につきましては、以上でございます。

それから、その下に「独占禁止法基本問題懇談会報告書（概要）」というところで2枚紙の資料を用意しております。これは、事務局の方で懇談会の資料についてマスコミですとか、外部に御説明をするときに簡略版ということで用意したものです。

最初の「検討の視点」というところは本文の方から主要なところを抜粋したものでございます。

「違反金制度の在り方」以下につきましては、1、2、3というところは本文の中の箱の中から取った分を抜粋してございます。

次のページにいきまして、2ページの「審判、行政手続等の在り方」の1、2、3のところも同じように抜粋をしたという形で整理をしております。以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

今、前回御意見をいただいたところを修正したものについて御報告をさせていただきます。そういった修正を前提とした上で報告書（案）について御質問、御意見はありますか。

特に報告書についての修正等の御意見あるいは積極的な御意見はないというふうに見ましたので、これで報告書取りまとめに当たるわけでございますけれども、特にこの取りまとめに際してこの懇談会の議論を振り返ったということでも結構でございますが、何か一言感想的なことを御発言いただければありがたいと思います。多少時間はございますので、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

こちらから名指しするのもあれですけども、常々座長代理として随分我慢を重ねられた方がおられますので、金子委員から何かございますか。

金子座長代理 非常に深い、そしてまた広がりのある議論を委員の方々になさってくださいました。本当に実りの多い議論であったと思います。

私も幾つかのこうした会議に参加したことはありますけれども、これだけ本音ベースで議論をしたのは余り経験がありません。実際のところ、最終的にまとまるのかどうかということで大変心配をいたしました。私として、何か協力することができるのか、座長を助けることができるのかとと思っていましたが、非常に座長が最終的にうまく取りまとめくださり、皆さん方の意見が実質のところではすべてこの報告書の中に含まれることになったと思います。なおかつ、意見のある方々については個人の意見も記するというので、非常にいい形の報告書になったのではないかと考えております。

立法機関においても、これを踏まえて法改正が実現し、また公正取引委員会においても我々の議論を踏まえた、更に実効性のある法の執行をしていただければ、消費者の利益、または国民経済の健全な発達に寄与すると考えております。私としましては皆様方に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

塩野座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

榎野委員、マスコミという立場ではなくて学識経験者としていろいろ御発言いただきましてありがとうございました。いかがでございますでしょうか。

榎野委員 この2年間は、非常に長く感じた2年間でした。実際に我々が報告書を提出する相手となる官房長官も3人お代わりになりました。最初は細田長官で、安倍長官で、塩崎長官ということですが、この間、改正独占禁止法が1年半前に施行されて、それまでちょっと考えられなかった大型談合が次々と摘発されて、独占禁止法が社会に与える影響は随分大きいなと私は本当に実感しました。その問題をどのようにするかというような役割を担ったわけですから、非常に個人的にも緊張感を持ってこの議論に参加させていただいたわけで

す。

この2年間は個人的にもすごく勉強になりまして、私は経済が専門で、法律は全然素人なのですが、塩野座長の采配よろしきを得て、私も突然先生に当てられてしまったり、何かゼミで鍛えられているような感じも多少ありました。先ほど座長代理もおっしゃっていましたが、本当に座長の采配が非常にうまくて、右から左までいろいろな議論があったのですけれども、それをうまくちゃんとまとめてこういう報告書に仕上げる。この手腕にはまさに敬服するということであります。

それで、社会に与える影響の大きい独占禁止法を完全にレビューしまして1つの報告書にまとめ上げたということで、社会に問うすばらしい内容になったと本当に思います。

あとは、今、金子座長代理もおっしゃっていましたが、これからのこの報告書を基に政府与党で調整をいたしまして立法化、法改正の作業に入ると思いますので、この報告書の趣旨をそういう政策当局者の皆さんも理解していただいて、是非法律に反映させていただきたい。官房長官には是非それだけをお願いしたいということを申し述べて私のあいさつに代えさせていただきます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

ほかの方、よろしいでしょうか。諸石委員、村田委員、今日はよろしいですか。後からこの報告書は大反対なんて言わないでくださいね。少数意見は意見としてここに書いてありますので。

諸石委員 では、せっかく御指名をいただきましたので一言申し上げます。

今お2方から御発言がございましたように、座長が大変な御手腕と熱心さでおまとめをいただきまして、こういう報告書ができ上がったということは、委員全員の熱意と座長、座長代理の御指導のおかげだと思えます。

こういう研究会をつくりますときには、どうしても意見はそのメンバーの構成にかかっている。そういう意味で、ここでの議論はいろいろな分野のいろいろな人の意見が出て、その何が多数で何が少数かというようなことになると、これはわからない。そういう意味では、議論としては十分に尽くしたし、一致できるものは一致をした。でも、なお意見を異にするところは個別意見も書かせていただいた。

あとは、これが立法作業につながるとしたら、また別の視点からの御検討がされるのだらうと思えますが、我々として大変な熱意でこれに取り組み、ここまで一つの報告書にまとまったということについて、座長に改めて感謝申し上げたいと思えます。

塩野座長 ありがとうございます。ほかに特に御意見はありませんか。

それでは、御異論がなければこれで原案どおり取りまとめたいと思えますが、

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは、原案どおり取りまとめさせていただきます。

そこで、取りまとめさせていただいた報告書を官房長官に私から皆様方を代表してお渡しするとともに、その後で長官からごあいさつを賜われれば大変ありがたいと思っております。

(塩野座長より塩崎官房長官へ報告書の手交)

塩野座長 それでは、報告書でございます。よろしくお願ひいたします。

塩崎官房長官 お疲れ様でございます。ありがとうございます。

塩野座長 それでは、一言お願ひいたします。

塩崎官房長官 それでは、取りまとめに当たりまして、ごあいさつを一言申し上げたいと思います。

塩野座長を始め、独占禁止法基本問題懇談会の委員の皆様方には約2年にわたって、先ほど来お話を聞いていると大変激しい議論をしていただいたということでございますが、立派な報告書をおまとめいただきましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。

前回の独占禁止法改正の際には、自民党の独占禁止法調査会の事務局長を務めておりまして、その際に自民党の中でも激論がありました。その中でいろいろな示唆があった問題点について皆様方にまた御議論を賜ったというふうに理解をしております。

また、この2年くらいの間にEUやアメリカなどでもいろいろな問題がこの競争政策に関して起きておりますし、変化もございました。日本の中でもいろいろなことがあったわけでありまして、そういうような中で今回の報告書がまとまったことは大変ありがたく、感謝申し上げたいと思います。

独占禁止法は、言うまでもなく経済活動の基本ルールを定めて消費者利益を確保しようとするものであって、業者よりの行政がとかく色濃かった日本にあって、やはりここでルールベースの経済社会にしていこうという際の基本的な経済の法律であろうかと思ひます。これが一般国民に利益をもたらす法律になっていかなければいけないと強く考えるわけでございまして、特に安倍内閣は「自由と規律」を大切にしながら開かれた経済をつくっていこうという考え方

でいるわけでございますので、まさにこの「自由と規律」の「規律」の部分を明確にしなが、民間の経済活動をしていただく中で消費者に利益が回っていく。こういうことを担保していただける法律ではなかろうかと思うわけでございます。

今回、主に課徴金制度の在り方とか、審査・審判制度の在り方、あるいは不公正な取引方法に対する措置の在り方、新しい議論を随分たくさんしていただいたというふうに理解をしております。

今回のこの報告書にまとめられました皆様方の御議論を大切にして、この成果を生かしなが、日本の経済が発展するためのインフラ、法的な経済法制の基本とも言うべき独占禁止法の在り方について、更に政府として議論を深めて見直しに生かしていきたいと、このように思っているところでございます。先ほど来も何人かの先生方からそういうような期待もお示しをいただきましたので、政府としてもしかとその問題点、意識を受け止めさせていただいて、この独占禁止法の改正、見直しについて検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

もちろんこれから政治プロセスというものもあるわけでありませんが、政府としてはこの報告書をベースに見直しをしっかり検討をしてみたいと思いますので、また今後とも御指導をよろしくお願いして、とりあえず感謝の言葉といたしたいと思います。

本当にありがとうございました。

塩野座長 長官、お忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、懇談会はこれにて終了いたします。委員の皆様御協力によりまして報告書が無事取りまとめ、かつ私は一回も休まずに出席できましたが、今日もまた議論をしなきゃならぬのかという責務と、それから意気込みとで、とにかくつつがなく終わらせていただきました。

本当に皆様の審議への御協力の賜物と思ひまして、感謝申し上げます。2年間、どうもありがとうございました。

塩崎官房長官 皆様、本当にありがとうございました。